

質問書に対する回答1

件名) 東北自動車道 渡良瀬川橋（南）塗替塗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	02. 特記仕様書 P3 7-1	「令和7年11月1日～令和8年5月31日及び令和8年11月1日～令和9年5月31日の非出水期のみ施工可能」との記載について、非出水期においては計画高水位が下がり仮設構造物等（昇降足場）の設置が可能になるため、当該期間中のみを施工可能時期としているという認識でよろしいでしょうか。 その場合出水期期間中においても、足場内へのアクセスが確保でき、かつ吊足場等の仮設構造物が計画高水位より上に設置されている場合は施工可能と捉えてよいでしょうか。	施工可能時期及び施工条件については特記仕様書『7-1 河川内工事における時期』に従うものとお考え下さい。 なお、契約締結後の河川協議結果により、変更が生じる場合は、監督員と別途協議するものとします。
2	02. 特記仕様書 P10 17-2-2	「本工事では乾式工法を用い、鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし、および塗料の素地調整を行う」との記載について、特定の工法を指定するものではなく、乾式工法という条件を満たせば受注者側で任意の工法を選択できるという認識でよろしいでしょうか。もし特定の工法をお見込みの場合は、その工法をご教示いただけますと幸いです。	そのとおりです。なお、乾式工法の具体的な工法については、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	06. 工事工程表	本工事において見込まれている乾式工法による塗膜剥離について、一般的に見込まれている日当たり施工量ではご提示していただいている工程表内の施工完了は難しいと考えておりますが、その場合工期延伸などのご対応は可能でしょうか。あるいは、監督員と協議の上、通期での施工や減工などの対応は可能でしょうか。	特記仕様書『7-1 河川内工事における時期』の期間内で完了できるようお考え下さい。 なお、本工事における乾式工法による塗膜剥離については、複数班による施工を想定しています。 工期延期対応については、当初条件との差異等で監督員が必要と認めた場合の別途協議事項とお考え下さい。
4			